

令和3年度那覇港臨港道路清掃及び巡回等業務委託契約書

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕(以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) との間に、那覇港臨港道路清掃及び巡回等業務委託について、次のとおり業務委託契約を締結する。

(業務委託)

第1条 甲は、那覇港臨港道路清掃及び巡回等の業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、かつ別冊仕様書及び図面に基づき清掃業務を履行しなければならない。

(業務委託期間)

第2条 業務委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(業務委託料)

第3条 この契約の業務委託料は年額 〇〇〇〇円とする。

(うち取引に係る消費税額

(注) 取引に係る消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。)

ただし支払いについては、12回分割とし、甲はその月分を翌月の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。なお、1ヶ月に満たないときは日割計算とする。

(清掃に係る負担)

第4条 清掃に使用する器具及び材料等は、すべて乙の負担とする。

(作業員の配置)

第5条 乙は、第1条の清掃を行うため、清掃作業員を配置し、当該施設の清潔保持に努めなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は次の各号に該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙に業務能力がないと認めるとき。
- (3) 乙から契約解除の届出があったとき。

(損害賠償)

第7条 前条により契約を解除した場合、乙は甲に生じた損害賠償の責めを負わなければならない。

(協議)

第8条 この契約に定めない事項又はこの契約に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市通堂町2-1

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕

乙